

第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画 (初案) について

第6期宇治市障害福祉計画及び第2期宇治市障害児福祉計画につきましては、今年度策定作業を行っているところであり、このたび、初案として取りまとめましたので、ご報告いたします。

また、パブリックコメントを実施し、本初案に対する市民の皆様からのご意見を募集しますので、併せてご報告いたします。

1 第6期宇治市障害福祉計画・第2期宇治市障害児福祉計画(初案)の概要

第6期宇治市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、同法において国が定める「基本指針」に規定される事項を踏まえ、障害のある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供体制の整備について定めるものです。また、第2期宇治市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」となる法定計画です。

計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間で、第2期宇治市障害者福祉基本計画(平成24年度～令和5年度)の障害福祉サービス分野における3か年の実施計画と位置づけられます。

2 計画に対するパブリックコメントの実施

(1) 実施期間

令和2年12月21日(月)から令和3年1月20日(水)まで

(2) 初案の周知方法

- ① 市政だより(12月15日号)に掲載
- ② 市ホームページに掲載

(3) 初案の公表方法

- ① 市ホームページに掲載
- ② 障害福祉課窓口及び行政資料コーナーへの配架
- ③ 「市民の声投書箱」を設置している市内公共施設等への配架

(4) 意見の提出方法

- ①障害福祉課へ持参
- ②郵送
- ③ファクシミリ
- ④電子メール
- ⑤市民の声投書箱に投函

(5) 意見等の公表

お寄せいただいたご意見等の取りまとめの結果及びご意見等に対する回答につきましては、市ホームページに掲載いたします。

3 計画策定にかかる今後の予定

パブリックコメントの結果を踏まえ、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会での協議を経て、文教福祉常任委員会に報告後、令和3年3月策定予定。